

# ひまわり一人親方労災 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ひまわり一人親方労災と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員及び会員の事業に従事する者の業務災害防止と福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ① 業務災害の防止等について講習会、研修会の開催に関すること。
- ② 会員が行う労災保険関係の事務処理に関すること。
- ③ 会員の福利厚生に関すること。
- ④ その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は一人親方及びその家族従業者で労災保険特別加入を希望し、本会所定の入会手続きをおこない、本会の承認を受けたものとする。

(入会)

第6条 前条に定める入会の手続きは、別に定める入会届及び添付書類を本会に提出し、本会の承認を受けるものとする。

- 2 入会申込者は、本会の承認を受けた日から会員となる。

(退会)

第7条 会員は、本会を退会しようとするときは、本会所定の退会届を提出し、本会の承認を受けるものとする。

- 2 退会申込者は、本会の承認を受けた日の翌日に本会を退会する。
- 3 前項の規定にかかわらず、会員が第16条に規定する入会金及び会費を指定納入日までに納入しないとき、又は本会の会員としてふさわしくない行為があったときは、本会はこれを退会させることができる。

## 第4章 役員

(役員)

第8条 本会には、代表者を1名置く。

(代表者の職務)

第9条 代表者は本会を代表し、会務を総括する。

(代表者の権能)

第10条 代表者は次の事項を決定する。

- ① 事業計画、予算、決算及び本会の会費の額に関する事項
- ② 事務の執行に関する事項
- ③ 会員資格の得喪の承認
- ④ 重要な財産の取得及び処分に関する事項
- ⑤ 定款の変更に関する事項
- ⑥ 解散に関する事項
- ⑦ その他、本会の運営に必要な事項

## 第5章 資産及び会計

(事業年度及び会計年度)

第11条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第12条 本会の経費は、入会金、会費、資産から生ずる収入及びその他の収入をもって支弁する。

(資産の管理)

第13条 本会の資産は他の資産と分けて、代表者が管理する。

(事業計画及び予算)

第14条 代表者は毎年、事業計画案及び予算案を作成する。

(決算)

第15条 代表者は、毎事業年度終了後、貸借対照表及び損益計算書を作成する。

## 第6章 入会金及び会費

(入会金及び会費)

第16条 会員は別途定める金額と方法により入会金及び会費を納めなければならない。

(退会時の会費等)

第17条 退会した会員がすでに納付した金銭は、これを返却しない。

## 第7章 事務局

(事務局)

第18条 本会に事務局を置く

2 事務局は、本会の会務に関する所定の事務を行う。

- 3 代表者は、事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。
- 4 事務職員の任免は、代表者が行う。
- 5 事務職員の給与等労働条件、その他事務局に関する必要な事項は、別に決める。

## 第8章 補則

(労災保険関係の事務処理)

第19条 第4条2号に掲げる事務処理については、別途「労働保険特別加入事務処理規約」を定め、兵庫労働局の承認を受けて行うものとする。

(細則の設定等)

第20条 本会は、この定款に基づき必要な措置を行うため、細則を定めることができる。

- 2 細則の制定及び改廃は、代表者がこれを定め、決定する。

## 第9章 附則

- 一. この定款は、令和6年7月1日より施行する。
- 二. 本会の設立当初における代表者は、設立発起人のなかより選任する。
- 三. 第4条2号に掲げる事務処理については、兵庫労働局長の承認を受けた日から実施する。

## 運用規程

(目的)

第1条 この規定は、ひまわり一人親方労災定款（以下、「定款」という。）に基づき会務の運営について必要事項を定めたものである。

(事務所)

第2条 定款第2条の本会の事務所は丸山社労士事務所内に置くものとする。

(入会金、会費の納入期日)

第3条 定款第16条に規定する入会金及び会費の指定納入日は、次のとおりとする。

- ① 入会初年度については、入会金及び入会月から次の会費支払月の前月までの会費月額合計額を初年度の保険料額とあわせ、本会の請求書に記載された期日までに支払う。
- ② 入会の次年度以降の会費については、4～7月分を5月31日に8～11月分を9月30日に、12～3月分を12月30日に指定された口座への振込にて支払う。

(退会)

第4条 定款第7条第3項の本会の会員にふさわしくない行為とは、以下のとおりとする。

- ① 関係法令に違反し、処罰を受けた者
- ② 本会の定款、労働保険特別加入事務処理規約、災害防止規程に違背し、改善の認められない者
- ③ 本会に提出すべき一切の書類で記載事項に故意に事実と相違した内容の記載がなされていること。また、虚偽の申し出等がなされたことが判明した場合

附則

一. この定款運用規程は、令和6年7月1日より施行する。

# 労働保険特別加入事務処理規約

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、定款第4条第2号の規程により、ひまわり一人親方労災（以下「本会」という。）が労働者災害補償保険法第33条並びに第35条に基づき、一人親方の団体として、会員の労災保険事務を処理する方法及びその処理に関して生ずる本会及び会員の責任を定めることを目的とする。

## 第2章 労災保険関係事務処理及び入会・退会手続

(労災保険関係事務処理)

第2条 本会が会員のために行う労災保険関係事務は、本会を事業主とみなし、会員を本会に使用される労働者とみなして行われる労災保険に関する一切の事務とします。

(入会)

第3条 本会の会員となろうとする者は、入会届兼誓約書（様式1）を本会に提出し代表者の承認を受けるものとする。

2 代表者は会員になろうとする者から入会届の提出を受けたときは、速やかに承認の可否（様式2）を当該会員に通知するものとする。

(退会)

第4条 会員が本会を退会しようとするときは、退会の日10日前までに退会届（様式3）を本会に提出し代表者の承認を受けなければならない。

2 本会は、会員が、本会の指定した保険料納付期日に納入がなされないときは、退会届が提出されたものとみなし、特別加入でなくなった者として所定の手続を行うことができる。

3 本会は、会員が、法令文はこの規定に違反したときは、退会届が提出されたものとみなし、特別加入でなくなった者として所定の手続を行うことができる。

4 本会は、会員から退会届を受理したとき（前2項に基づく者は退会届が提出されたものとする。）は、特別加入でなくなった者として退会承認通知書（様式4）の交付、その他所定の手続を行う。

## 第3章 事務処理の方法

(給付基礎日額等の報告)

第5条 会員は、本会に、新たに加入する場合を除き、毎年3月末までに新年度に希望する給付基礎日額の報告をすることができる。毎年3月末までに報告がない場合は、給付基礎日額に変更がないものとして取り扱う。

(特別加入に関する変更届)

第6条 会員は、既に提出し、労働局長の承認済みである特別加入届に、次に掲げる変更

が生じたときは、直ちに本会に報告しなければならない。

- ① 業務内容又は作業内容の変更
- ② 氏名、住所の変更

(労災保険料の納付に関する事項)

第7条 本会は、会員に対し、新たに加入した者及び年度更新時において、給付基礎日額が確定したときは、遅滞なく確定・概算保険料を算定し、納付期日を明記した保険料納入通知書を送付する。

- 2 前項の通知を受けた会員は、当該納付すべき労災保険料を、本会の指定する期日までに本会に交付しなければならない。

(帳簿への記載)

第8条 本会は、会員から労災保険料の交付を受けたときは、労災保険料等徴収及び納付簿に所定の事項を記載するものとする。

#### 第4章 本会の責任

(労災保険料特別会計)

第9条 本会は、労災保険料特別会計を設けるものとする。

(労災保険料特別会計の収入・支出)

第10条 労災保険料特別会計においては、本会が会員から交付を受けた労災保険料その他の徴収金、労働保険徴収法第四条第6項の規定による政府からの還付金を収入とし、政府に納入した労災保険料その他の徴収金及び会員から受け入れた労災保険料その他の徴収金の超過額、返還金を支出する。

- 2 本会は、労災保険料その他の徴収金のために会員から交付を受けた金銭を、その目的以外に使用しないものとする。
- 3 本会は、労災保険料その他の徴収金の交付を受けた場合、直ちに納付するときのほかは、ゆうちょ銀行に労災保険等専用口座を設け、委託するものとする。
- 4 本会は、会員の労災保険料その他徴収金の納付のため本会に交付した金額が、納付すべき労災保険料その他の徴収金の額を超過している場合には、超過分の金額を当該会員に返還するものとする。

ただし、当該会員の承認によって未納の労災保険料その他の徴収金に充当することができるものとする。

(経理年度)

第11条 労災保険料特別会計及び一般会計の経理年度は、定款第11条の定めによる。

(専用口座の預金通帳と印鑑の保管)

第12条 本会は、労災保険料専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者は代表者とする。

#### 第5章 附則

この規約は、ひまわり一人親方労災として兵庫労働局長の承認を受けた日から施行する。

## 事務処理要項

(目的)

第1条 この事務処理要項は、一人親方の団体として、また、会員の労働保険事務処理に関して、本会及び会員の責任について必要事項を定めたものである。

(給付基礎日額等の報告)

第2条 事務処理規約第5条に定める給付基礎日額の報告は、年度途中における変更が認められていないことから次年度も特別加入を継続する場合、年度の変わる前の3月末日までに、翌年希望する給付基礎日額の報告を求めるものである。

2 万が一報告がなされない場合は、次年度も特別加入の継続があるものとして当該年度と同額の処理を行う。

3 これに基づき概算保険料を算出し、納入の通知を行うこととする。

(労災保険料の納付期日)

第3条 事務処理規約第7条に定める納付期日は、毎年5月31日(5月31日が土、日、祝日の場合は次の平日)とする。

2 事務処理規約第7条第2項に定める労災保険料は、原則として年額前納とする。但し、本会が特に認める場合は、次のとおり分割納付をすることができる。

① 概算保険料第1期分(確定差額分を含む) 5月31日

② 概算保険料第2期分 9月30日

③ 概算保険料第3期分 12月30日

(経理年度)

第4条 事務処理規約第11条の経理年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

この処理要項は、令和6年7月1日より施行する。

## 入会届 兼 誓約書

ひまわり一人親方労災へ入会したいので、下記のとおり誓約書の内容に同意し、会費及び労災保険料に必要書類を添えて申し込みいたします。

令和 年 月 日

住所	
氏名	
電話番号	
E-mail	

ひまわり一人親方労災 御中

## 記

## 1 特別加入申し込み

	ふりがな 氏名	性別	生年月日	続柄	プラン
1			年 月 日	本人	A・B
2			年 月 日		A・B
3			年 月 日		A・B

※事業主は1へ、家族従事者は2,3へお書きください

## 誓約書

私は、ひまわり一人親方労災に加入するにあたり、同会の定款及び労働保険特別加入事務処理規約並びに災害防止規程を遵守するとともに、下記事項に違背した場合には、会員資格の取り消しがなされても一切異議の申し立てを行わないことを誓約いたします。

1. 本会が定める会費及び保険料が納入指定日までに納入がなされないとき。
2. 本会に提出すべき一切の書類で、記載事項に故意に事実と相違した内容の記載がなされていることが判明したとき。

以上

## 入会承認書

先般、申し込みがありました入会に関し、承認いたします。

令和 年 月 日

ひまわり一人親方労災  
代表者 丸山誉高

住所	
氏名	殿

## 第二種特別加入状況

	整理 No.	氏名	給付基礎日額	備考
申請者			千円	
家族従事者			千円	
家族従事者			千円	

※ 定款及び災害防止規定は、以下からダウンロードできます。



<https://himawari.kaigotaxi.work/join/>

## 退会届

私は、都合により令和 年 月 日で貴会を退会したいので、定款第7条第1項に基づき退会届の提出をいたします。

令和 年 月 日

事業主

住所	
氏名	
電話番号	
E-mail	

ひまわり一人親方労災 御中

## 記

## 1 特別加入者でなくなる者

	ふりがな 氏名	性別	生年月日	続柄	備考
1		男・女			
2		男・女			
3		男・女			

以上

## 退会承認書

令和 年 月 日をもって退会の申し出がありましたことに関し、退会を承認いたします。

令和 年 月 日

ひまわり一人親方労災

代表者 丸山誉高

住所	
氏名	殿

退会の年月日

令和 年 月 日

特別加入者でなくなった年月日

令和 年 月 日

特別加入者でなくなった者

整理 No.	氏名	生年月日	続柄	備考

※ 特別加入者でなくなった日の翌日以降に一人親方としての工作中に災害が発生しても労災事故とはなりません。